

光市記者発表資料

令和3年3月30日

件名	島田川水系治水協定の締結について
内容	<p>山口県は、国の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、県内のダムのある二級水系について、関係利水者との治水協定の締結を進めています。</p> <p>この度、本市では、河川管理者及びダム管理者である山口県と、島田川水系の治水に関して、中山川ダムの事前放流の実施に向けた「島田川水系治水協定」を3月26日に締結しました。</p> <p>本協定は、河川の水害発生の防止等が図られるよう、県と関係者が協力して、既存ダムの洪水調節機能を強化するものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 協定名 島田川水系治水協定</p> <p>2 協定相手方 山口県（河川管理者・ダム管理者） 関係利水者</p>
問合せ	◎企画調整課 企画係 担当：影土井 洋治、井口 大輔 (0833) 72-1407

記者配布資料

令和3年（2021年）3月30日

部課名	課長名	班長名	担当者職・氏名	連絡先・内線電話
山口県土木建築部河川課	坂本 和彦	原田 賢哉	主幹 原田賢哉	083-933-3790 内線3793
発表内容の 関係地域	全県、岩国、柳井、周南、山口、防府、宇部、山陽小野田、下関、長門、萩、首都圏			

1 件名

二級水系の治水協定締結完了について

2 概要

県は、ダムがある二級水系において、令和元年12月に国が示した「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者の中で、令和2年8月末までに6水系で、令和3年3月末までに残る9水系の合計15水系で、事前放流の実施方針等を定めた治水協定を締結しました。

なお、県以外の関係者がいない3水系については、治水協定の必要はなく、事前放流の実施方針等を定めた上で、県管理ダムの事前放流を実施します。

3 ダムがある二級水系（18水系）

○ 令和2年8月末までに締結した水系（6水系）

錦川、末武川、富田川、厚東川、木屋川、阿武川

○ 令和3年3月末までに締結した水系（9水系）

柳井川、島田川、榎野川、厚狭川、川棚川、掛淵川、三隅川、大井川、大谷川

○ 県以外の関係者がいない水系（3水系）

屋代川、真締川、有帆川

（参考）治水協定の主な内容

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針
2. 事前放流の実施方針
3. 緊急時の連絡体制の構築
4. 情報共有のあり方
5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

